

議案第 5 号

大口町町営住宅条例の一部改正について

大口町町営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 2 4 年 3 月 2 日提出

大 口 町 長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 2 3 年法律第 3 7 号）が平成 2 3 年 5 月 2 日に公布され、公営住宅法（昭和 2 6 年法律第 1 9 3 号）の一部が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町町営住宅条例の一部を改正する条例

大口町町営住宅条例（平成9年大口町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「次に掲げる条件」の次に「(老人、身体障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定めるものにあつては第1号を除く。)」を加え、「同条第2号イ」を「同条第1号イ」に、「第6条第5項第1号」を「第6条第1項」に改め、同項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。
- (2) 入居者又は現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

附 則

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）第32条の規定の施行の日から起算して1年を超えない期間において、改正後の公営住宅法第23条第1号ロに規定に基づく条例が制定施行されるまでの間は、改正後の大口町町営住宅条例第4条第1項中「法第23条に規定する条件」とあるのは「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）第32条の規定による改正前の法第23条第2号及び第3号に規定する条件」と、「同条第1号イ」とあるのは「同条第2号イ」と、「公営住宅法施行令」とあるのは「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令（平成23年政令第424号）第1条の規定による改正前の公営住宅法施行令」と、「第6条第1項」とあるのは「第6条第5項第1号」とする。

大口町町営住宅条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(入居者資格)</p> <p>第4条 町営住宅の入居者（以下「入居者」という。）は、法第23条に規定する条件のほか、次に掲げる条件（<u>老人、身体障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として、規則で定めるもの</u>にあつては第1号を除く。）を具備する者でなければならない。この場合において、<u>同条第1号イの条例</u>で定める金額は、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）<u>第6条第1項</u>に掲げる額とする。</p> <p>(1) <u>現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届け出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）があること。</u></p> <p>(2) <u>入居者又は現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(入居者資格)</p> <p>第4条 町営住宅の入居者（以下「入居者」という。）は、法第23条に規定する条件のほか、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。この場合において、<u>同条第2号イの条例</u>で定める金額は、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「令」という。）<u>第6条第5項第1号</u>に掲げる額とする。</p> <p>(1) <u>暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。</u></p> <p>(2) <u>現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）が暴力団員でないこと。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2 略</p>